

外国人の子供の就学機会確保に 向けて

～全国初の就学状況調査実施の舞台裏～

令和2年10月28日

三好 圭

(前・文部科学省)

1

自己紹介

- 兵庫県出身
- H7 旧厚生省入省
- 年金局、医薬食品局、障害保健福祉部など中心に勤務
- 鳥取県庁や民間企業等への出向経験
- **H30.8～ 文部科学省に出向**
(総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長)
- R2.8～ 現職(厚生労働省年金局事業管理課長)

※本発表における意見は、個人の見解に属するものであり、文部科学省、厚生労働省等の組織を代表するものではありません。

2

なぜこの業務に関わることになったのか



(内部部局)

- 大臣官房
- 生涯学習政策局 → H30.10組織再編 総合教育政策局
- 初等中等教育局
- 高等教育局
- 科学技術3局(旧科技厅)



(外庁)

- 文化庁
- スポーツ庁

これに伴い、外国人児童生徒等の「学校生活への適応のための指導」に関する事務が、初中局から総合局に移管された

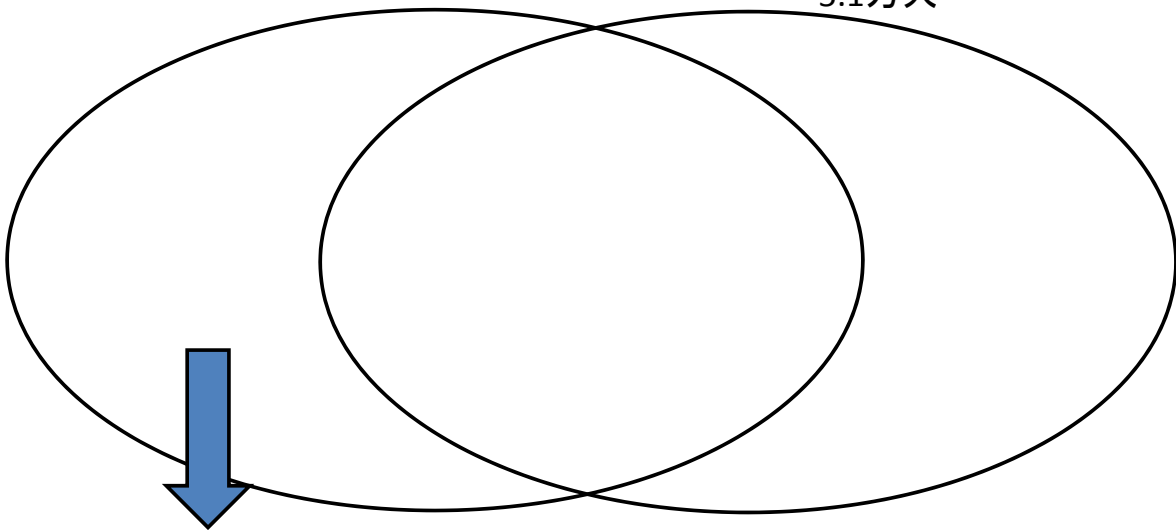
※R2.10より、総合局内に国際教育課を新設

3

話の前に概念整理

外国人の子供(学齢期)
12.4万人

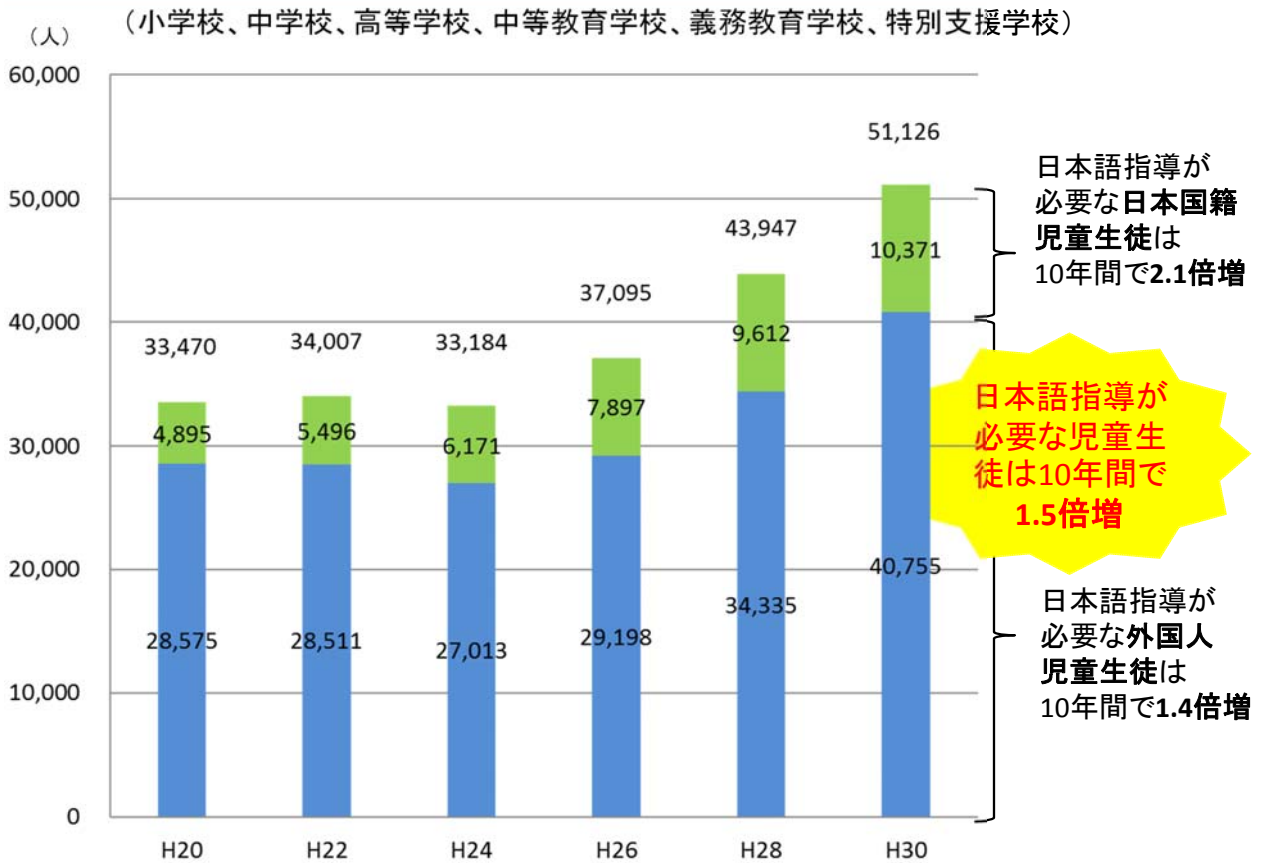
日本語指導が必要な外国人児童
生徒等(=日本国籍含む)
5.1万人



外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

4

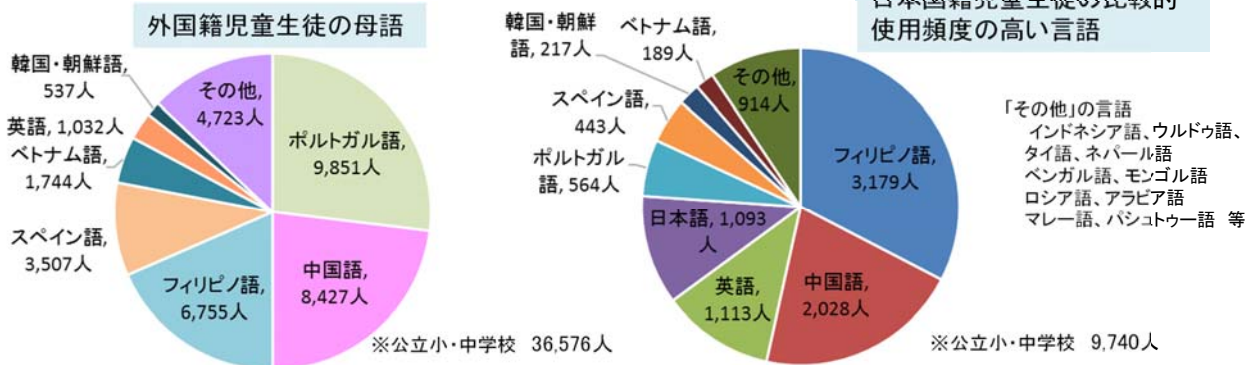
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移



(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」 5

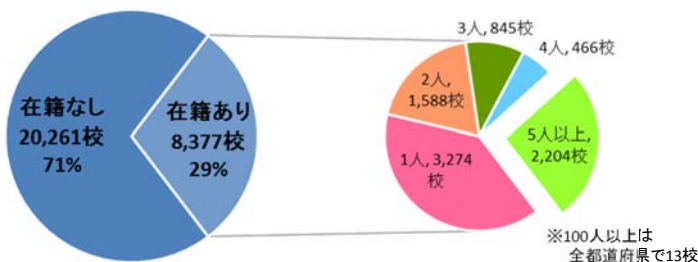
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

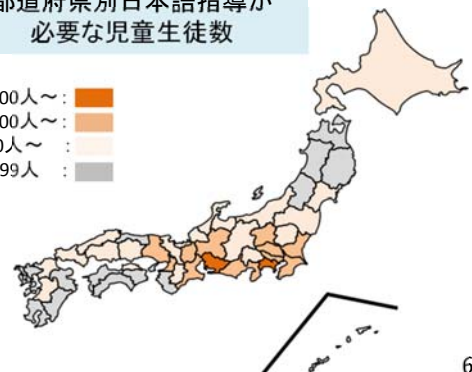


② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数 (公立小・中学校 28,638校)



都道府県別日本語指導が必要な児童生徒数



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成30年度)」

これまでの施策の変遷

平成以前 帰国子女の受入れ、帰国子女教育が中心

H元 入管法改正(日系人が日本に定住し就労することが可能に)

⇒ 外国人労働力へのニーズ増加と併せ、入国者の増加

H3 「日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入状況等調査」開始

- 「ようこそ日本の学校へ」「にほんごをまなぼう1～3」
- 「JSLカリキュラム」(教員用指導資料)
- 帰国・外国人児童生徒受入促進事業(調査研究)

H20 リーマンショック

H21～H26 「虹の架け橋教室」事業

⇒ 不就学となった外国人の子供に対し、日本語等の指導や学習習慣の確保を図り、主に公立学校への円滑な転入を支援

- 小中学校における「特別の教育課程」の編成・実施(H26～)
- 教職員における日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設(児童生徒18人に1人) ※H29～R8にかけて段階的に実施
- 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

H30 入管法改正(新たな在留資格の創設、出入国在留管理庁の創設)

7

H30以降の施策の進展

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(関係閣僚会議決定)(H30.12) ※その後数次にわたり改訂
- 「外国人児童生徒等受入れの手引き」改訂(H31.3)
- 外国人児童生徒等教育アドバイザリーボード設置(R元)
 - 日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家31名
- 省内外国人受入れ共生検討チーム(「浮島チーム」)報告(R元.6)
- **外国人の就学状況に関する実態調査(R元.9)**
- 省内有識者会議報告書(R2.3)
- 日本語教育推進法の成立(R元)と**基本方針の策定(R2.6)**
- **外国人の子供の就学促進等に関する自治体向け指針(R2.7)**

外国人児童生徒等関係予算

H30 1.6億円 → R元 5.0億円 → R2 7.7億円
(→ R3概算要求 12.8億円)

8

就学状況把握の難しさ

(役割論)

- 不就学の外国人児童生徒の実態については、教育機会の確保の観点から、住民票を管理する自治体が把握することが原則
 - 公立学校以外も含めた就学状況の調査を希望する自治体に対しては、定住外国人の子供の就学促進事業を通じて支援を実施

(技術論)

- 学校教育法に基づく学校以外の存在(インターナショナルスクール、民族学校等)
 - 行政として把握できないもの、行政区分を超える事例など
- 住民基本台帳と実態とのずれ(転居、出国等)
 - 電話や訪問等を行わないと実態は把握できず

さらにその背景には・・・

9

就学状況調査実施に至る背景

- 入管法改正と「総合的対応策」の策定
- 省内の組織再編
- 政務三役のコミット
- 国会・メディアの関心
- 現場で支援に関わる方々との交流 ⇒ 職員のモチベーション↑



平成31年2月7日の参議院予算委員会で、浮島副大臣(当時)より、「全国レベルでの状況の把握に向けて、義務教育段階の外国人児童生徒の就学状況について自治体の協力の下で全国的な調査を行う」旨答弁

(調査設計上の工夫)

- 予算ゼロ、自治体への過重な負担回避
 - ⇒ 新たに調査するのではなく、現在の各自治体の把握状況を報告
- 自治体が把握していない「不就学」の数字をどう集計するか
 - ⇒ 住民基本台帳との差分を活用

10

毎日新聞

にほんでいきる

外国籍の子 就学不明1.6万人 義務教育の対象外(2019年1月6日)

- 日本に住民登録し、小中学校の就学年齢にある外国籍の子どもは少なくとも約2割にあたる約1万6000人が、学校に通っているか確認できない「就学不明」になっていることが、全国100自治体を対象にした毎日新聞のアンケート調査で明らかになった。既に帰国している事例もあるとみられるが、外国籍の子は義務教育の対象外とされているため就学状況を確認していない自治体も多く、教育を受けられていない子どもが多数いる可能性がある。
- アンケートは昨年9～11月、義務教育を受ける年齢の外国籍の子どもが多い上位100市区町を対象に実施。新年度が始まった直後の昨年5月の時点で住民登録されている6～14歳と、公立の小中学校や外国人学校に通っている児童・生徒の人数を聞いた。5月のデータがない自治体には近接した時点の人数を尋ね、全自治体から回答を得た。...

※本特集は後に2020年度の新聞協会賞(編集部門)を受賞

11

外国人の子供の就学状況等調査結果(確定値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

- I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数123,830人)
- II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)
- III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,471人となる。(さらに④を加えると22,488人。)

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数					計(人)	(参考) ※3 ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず		
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,033	68,237	3,374	399	2,204	5,892	80,106	6,960
(構成比)		(85.0%)	(4.2%)	(0.5%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,797	28,133	1,649	231	813	2,766	33,592	3,223
(構成比)		(83.7%)	(4.9%)	(0.7%)	(2.4%)	(8.2%)	(100.0%)	
合計	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	113,698	10,183
(構成比)		(84.8%)	(4.4%)	(0.6%)	(2.7%)	(7.6%)	(100.0%)	

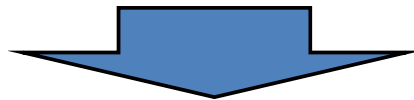
※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍しているが、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。

※ 上表の「計113,698人」と「⑥10,183人」を足しても「(1) I 123,830人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

12

調査結果を受けて

- 調査結果の公表
 - － 都道府県、政令市別の数字も公表、今後の継続的に実施
- 就学状況把握や就学促進に関する優良事例集の発出
- 日本語教育推進法基本方針の策定
- 外国人の子供の就学促進等に関する自治体向け指針



外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、
法制的な根拠を創設

13

日本語教育推進法等における外国人児童生徒等教育の位置付け

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

第10条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項
- 二 日本語教育の推進の内容に関する事項
- 三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

第12条 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等に対する生活に必要な日本語及び教科の指導等の充実その他の日本語教育の充実を図るため、これらの指導等の充実を可能とする教員等（教員及び学校において必要な支援を行う者をいう。以下この項において同じ。）の配置に係る制度の整備、教員等の養成及び研修の充実、就学の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、外国人等である幼児、児童、生徒等が生活に必要な日本語を習得することの重要性についてのその保護者の理解と関心を深めるため、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。



日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（令和2年6月23日閣議決定）

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

（1）国内における日本語教育の機会の拡充

ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育

【具体的施策例】

・ 全ての外国人の子供の就学会が確保されることを目指し、住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等の行政機関内及びNPOや外国人学校といった地域の関係機関との連携を図りつつ、地方公共団体における就学状況の把握や保護者への情報提供、就学促進のための取組を促進する。また、就学会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定する。



外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針（令和2年7月1日文科科学省）

外国人の子供の就学状況把握・就学促進について、文科科学省がこれまでに教育委員会に対して通知した内容を整理し、自治体が講ずべき事項の指針としてとりまとめたもの。

14

「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(令和2年7月1日 文部科学省)

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定。

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

- 教育委員会が住民基本台帳部局等と連携し、**学齢簿において外国人の子供の就学状況も一体的に管理・把握する**
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握

(2) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 住民基本台帳等の情報に基づく就学案内の送付**
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 個別の就学勧奨の実施
- プレスクールや初期集中指導等、円滑な就学のための取組**
- 幼稚園等への就園機会の確保**

(3) 出入国記録の確認

- 必要に応じ、**在留外国人出入国記録の照会等の手段を活用し**、居住実態を把握

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受入れ体制が整備されていない場合、保護者申し立てにより受け入れ体制が整った学校への就学校変更

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入れ学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でない認められるときに、下学年への入学を認める
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの措置をとる

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等での受け入れ、学校生活への適応につなげる支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

(6) 高等学校等への進学促進

- 早い時期から**進路ガイダンス・進路相談等**を実施
- 公立高等学校入学者選抜**において、**外国人生徒特別定員枠の設定等の取組**を推進

3. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

- 教育委員会と住民基本台帳部局・国際交流部局・福祉部局等、公共職業安定所、地方入管等、支援団体や日本語学校等との連携

外国人児童生徒等への教育の充実

令和3年度要求額 1,283百万円
(前年度予算額 766百万円)



施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるよう以下の取組を行う。



ご静聴ありがとうございました

(参考)

文部科学省:海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ(CLARINET)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm